

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十一年十二月二十五日

岡山県知事 石 井 正 弘

#### 一 届出事項の概要

##### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ノースランド

所在地 津山市上河原字上髭田一六〇ー二ほか

##### 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社三和

住所 津山市川崎一四七

代表者の氏名 代表取締役 石原 祐佑

##### 3 変更事項

###### (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 三千四百五十七平方メートル

(変更後) 四千七百九十一平方メートル

###### (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

(変更前)

二百四十六台（駐車場一 百五十五台、駐車場二 九十一台）

(変更後)

二百四十六台（駐車場一 百四十六台、駐車場二 八十三台、  
駐車場三 十七台）

イ 駐輪場の収容台数

(変更前) 四十一台

(変更後) 五十台

ウ 荷さばき施設の面積

(変更前) 百八十平方メートル

(変更後) 百六十八平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

(変更前) 四十三・一立方メートル

(変更後) 四十九・三立方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前)

(ア) 株式会社マルイ、株式会社大黒屋、株式会社ザグザグ及び株式会社  
      バックス 午前九時

(イ) 日笠商事株式会社 午前十時

(変更後)

(ア) 株式会社マルイ、株式会社大黒屋、株式会社ザグザグ、株式会社バ  
      ックス及びその他（未定） 午前九時

(イ) 日笠商事株式会社 午前十時

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前)

(ア) 株式会社大黒屋、株式会社ザグザグ及び株式会社バックス  
      午後九時

(イ) 株式会社マルイ 午後十時

(ウ) 日笠商事株式会社 午後十二時

(変更後)

(ア) 株式会社大黒屋及び株式会社ザグザグ 午後九時

(イ) 株式会社マルイ、株式会社バックス及びその他（未定） 午後十時

(ウ) 日笠商事株式会社 午後十二時

ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場一及び二 午前八時三十分から午前零時三十分まで

(変更後)

駐車場一及び二 午前八時三十分から午前零時三十分まで

駐車場三 午前八時三十分から午後十時まで

エ 駐車場の自動車の出入口の数

(変更前)

四箇所

(変更後)

五箇所（ただし、出入口五については午後十時から翌日午前八時三十分  
まで閉鎖する。）

オ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設一及び二 午前六時から午後十時まで

荷さばき施設三 午前四時から午後九時まで

(変更後)

荷さばき施設一、二及び三 午前六時から午後十時まで

荷さばき施設四 午前四時から午後九時まで

4 変更年月日

平成二十二年八月十六日

5 変更事項以外の事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

ア 名称 名称 株式会社マルイ

住所 津山市戸島八九三一一五

代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也

イ 名称 日笠商事株式会社

住所 津山市戸島六三四一一二

代表者の氏名 代表取締役 日笠 晴夫

ウ 名称 株式会社大黒屋

住所 津山市元魚町二三一二

代表者の氏名 代表取締役 林 泰史

エ 名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市中区清水三六九一二

代表者の氏名 代表取締役 藤井 孝洋

オ 名称 株式会社バックス

住所 津山市戸島八九三一一五

代表者の氏名 代表取締役 松尾 辰男

カ その他（未定）

二 届出年月日

平成二十一年十二月十五日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十一年十二月二十五日から平成二十二年四月二十五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市経済文化部産業支援課